

令和 2 年度

法人本部事業報告書

社会福祉法人 カトリック児童福祉会

# 令和2年度 法人本部 事業報告書

法人本部は、法人の基本理念である「すべての人の幸福のために、特に児童と高齢者のための福祉事業をキリストの精神に基づいて行う」を念頭に置き、老人4施設及び保育園5施設の事業が関係法令に準拠し、支障なく運営されるよう努めてきました。

以下、重点事業の中から次の点について報告します。

## 1. 法人本部組織の機能強化について

カトリック児童福祉会は、老人ホーム関連が4ヶ所の拠点施設に315名の職員数（派遣職員21名を含む）、保育所は5ヶ所で92名の職員数となり、法人全体で407名の職員数（令和3年3月1日現在）を数えるほどの規模になりました。

令和2年度は、社会保険一括適用で老人ホーム及び保育園の社会保険事務の本部一元化が実現したことに伴い、令和2年3月から電子申請システム化の運用を開始し、会計システム・給与システムと連動して、法人本部事務局と各施設との連携の強化を図りながら、法人本部組織の機能強化・体制強化に努めました。

また、施設における介護・保育事故等への対応や、働き方改革の一環として職員の労務問題への対応など、法的ニーズへの取組み体制を万全にするため本年度より法人に顧問弁護士を委嘱し、法人・施設における円滑な組織運営、安心・安全な業務運営を図りました。

## 2. 法人の運営について

### (1) 理事会・評議員会等について

- ① 理事会8回、評議員会3回、内部監査1回の開催。
- ② 理事長打合せ会議12回開催（毎月1回／正副理事長、事務局長、老人ホーム施設長）

### (2) 諸規程の改正・整備について

- ① 経理規程の一部改正（R2.9.23：第3回理事会／終了した特別会計の削除、徴収不能引当金の間接法表示化、科目コードの一部変更等）
- ② 法人本部組織規程の一部改正（R3.1.27：第7回理事会／相談役の追加）
- ③ 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程の一部改正（R3.1.27：同上／同上）
- ④ 育児休業等に関する規程の一部改正（R3.3.24：第8回理事会／育児短時間勤務選択制）
- ⑤ 文書取扱規程の一部改正（R3.3.24：第8回理事会／別表第2・公印管理者の変更）
- ⑥ 老人ホーム・保育園関連 就業規則の一部改正（R2.6.24：第2回／あけの星荘：勤務時間の変更、R2.9.23：第3回理事会／老人ホーム及び保育園関連：病気休暇の追加、夏休みを休日から特別休暇に変更、R3.2.24：第7回理事会／老人ホーム関連就業規則の文言整理、R3.3.24：第8回理事会／ハートケア鶴ヶ谷保育園：勤務時間の変更）
- ⑦ 老人ホーム・保育園関連 給与規程の一部改正（R2.6.24：第2回理事会／老人ホーム関連：職務手当に喀痰吸引指導看護師を追加、R2.9.23：第3回理事会／老人ホーム及び保育園関連：割増賃金の基礎となる給与に特定処遇改善手当等を追加、パート職員の時給改定、老人ホーム関連：感染症予防業務手当を追加、R2.11.25：第5回理事会／老人ホーム関連：処遇改善手当、特定処遇改善手当に事業所内保育園を追加）

⑧ 老人ホーム関連 給与規程の全面改正

(R3.1.27：第6回理事会／老人ホーム関連：平成18年4月1日導入の人事管理制度に基づく給与規程を全面改正。給料表と級別標準職務表等を新設。)

(3) 米川聖マリア保育園の認可定員変更：令和2年4月1日から定員40名を30名に減

(4) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、老人ホーム代表者による新型コロナウイルス対策会議を3回開催し、利用者に対して必要な介護サービスを継続的に提供できるよう法人・施設としての統一した方針に基づいた対応を協議しました。また、国や県・市町村等の交付金・補助金を活用して、必要な器具備品の確保や環境整備、介護職員等への慰労金の申請・交付等の取りまとめを行いました。(慰労金：4施設@5万円\*348名17,456千円)

(5) 会議、研修会等について

- ① 新型コロナウイルス関連老人施設長会議：2回 (R2.4.7、R2.4.27／本部・理事長室)
- ② 新型コロナウイルス対策会議：3回 (R2.8.26、R2.9.30、R2.10.26／ハートケア鶴ヶ谷)
- ③ 仙台市健康福祉局 総務課より法人指導監査 (R2.7.16／ハートケア鶴ヶ谷)
- ④ 保育園長処遇改善加算等説明会 (R2.9.23)、保育園長会議 (R3.1.21)
- ⑤ 給与規程全面改正関連 老人施設長会議：2回 (R2.12.11、R3.1.8／ハートケア鶴ヶ谷)
- ⑥ 給与規程全面改正関連 老人ホーム事務担当者説明会 (R3.2.12／ハートケア鶴ヶ谷)

(6) 人事関係等について

① 本部事務職員の異動 (R2年4月1日付け)

法人本部兼あけの星荘事務員より法人本部兼ハートケア鶴ヶ谷事務員：1名

法人本部兼暁星園事務員よりあけの星荘事務員兼施設管理員

R2年9月1日～あけの星荘事務員兼施設管理員より法人本部事務員：1名

- ② 本部事務局参事 (非常勤嘱託) の採用：(R2年6月1日～R3年3月31日) 1名
- ③ 本部事務局参事兼暁星園副施設長の退職：(R2年12月31日) 1名
- ④ 法人非常勤相談役 (暁星園担当) の兼務：副理事長 (R3年1月1日～)
- ⑤ 本部事務局参事の兼務：ハートケア鶴ヶ谷副施設長 (R3年1月1日～)
- ⑥ 本部事務局長 (非常勤嘱託) の退職：(R3年3月31日) 1名
- ⑦ 本部事務局嘱託職員の退職：(R3年3月31日) 1名
- ⑧ 本部事務局派遣職員：(R2年1月6日～R2年6月30日) 1名  
(R2年7月20日～R2年8月12日) 1名

(5) 小野寺友宏顧問弁護士への相談

- ① 第1回 (R2年4月17日／民法改正の保証人問題等、老人ホームの損害賠償問題)
- ② 第2回 (R2年5月20日／老人ホーム職員の身分問題)
- ③ 第3回 (R3年1月25日／老人ホーム職員の身分問題)
- ④ 第4回 (R3年3月17日／老人ホーム職員の身分問題)
- ⑤ 第5回 (R3年3月26日／老人ホーム職員の定年後再雇用問題／電話相談)